

アメリカ民事訴訟法における res judicata

——請求排除効と争点排除効に関する基礎的考察——

川 嶋 隆 憲

- 一 はじめに
- 二 res judicata と関連法理
 - 1 res judicata
 - 2 関連法理
- 三 請求排除効
 - 1 原則論
 - 2 例外
- 四 争点排除効
 - 1 原則論
 - 2 例外
- 五 イギリス法との比較
 - 1 訴訟原因禁反言と争点禁反言
 - 2 手続の濫用に基づく後訴遮断
- 六 おわりに

一 はじめに

本稿は、アメリカ民事訴訟法における res judicata⁽¹⁾の紹介を通して、既判力をめぐるわが国の議論に関して新たな示唆を獲得することを目的とする。アメリカの res judicata については、既にわが国において多くの優れた

先行業績があるが、筆者の問題関心は主として以下の点にある。

第一に、アメリカ法の *res judicata* に関する今日の理論状況である。アメリカ法の *res judicata* は、前訴と同一の請求について再び争うことを禁止する請求排除効 (*claim preclusion*) と、前訴と同一の争点について再び争うことを禁止するコラテラル・エストップ (*collateral estoppel*) ないし争点排除効 (*issue preclusion*) を中心に構成されているところ、近年では、裁判の効率性や当事者間の公平といった政策的考慮を背景とした理論の進展が見られる。こうした近年の進展については、わが国でも少なからず紹介がなされているが、そこでの問題関心は主として *res judicata* の第三者に対する効力にあり、同一当事者間における効力については第三者に対する効力を紹介する前提としての紹介にとどまることが多かったように思われる。*res judicata* の同一当事者間における効力については第三者に対する効力に比べてそれほど大きな議論の対立があるわけではないが、現在の理論状況を整理しておくことは既判力の客観的範囲をめぐるわが国の議論を検討するうえでも有益であると思われる。

第二に、アメリカの判決効理論とイギリスの判決効理論との基本的な考え方における異同である。筆者は以前、イギリス民事訴訟法における *res judicata* の研究から、イギリスでは、*res judicata* によつては妥当な結論が得られない場合に手続の濫用 (*abuse of process*) を根拠として後訴を遮断するという判例法理が形成されており、具体的な事案における手続の濫用の有無については個別事情に基づく裁判所の総合的判断に委ねられていることを紹介した。⁽⁴⁾これに対して、アメリカでは、原則として前訴と実質的な同一性または関連性を有する請求および争点について広く判決効が及ぶとされる一方、判決効が及ばない例外的な場合について詳細なルールが存在していることが目を惹く。このように、両国の判決効理論は、*res judicata* の原則的範囲およびそれを補完するアプローチにおいて対照的であり、同一法系に属する両国の対比は、わが国における判決効理論の基本的な枠組みないし方向性を考えるうえで示唆に富む。⁽⁵⁾

第三に、アメリカ法の判決効理論とわが国の判決効理論との間の基本的な考え方における異同である。両者は異なる歴史的・制度的背景のもとに独自の発展を遂げているとはいえ、基本的な考え方において共通する部分も少なくない。例えば、新堂幸司教授によつて提唱された争点効説⁽⁶⁾がアメリカ法のコラテラル・エストッペルに影響を受けたものであることはつとに知られているし、竹下守夫教授の見解に代表される信義則説⁽⁷⁾もまた、争点レベルの拘束力を認める点においてコラテラル・エストッペルないし争点排除効との共通点が認められる。また、わが国の判例によれば、前訴と後訴で訴訟物を異にする場合でも、後訴が実質的に前訴の蒸し返しであると評価されるときには後訴は信義則に照らして許されないとする判例法理が確立しているが、このような前訴との実質的同一性を理由として請求レベルで後訴を遮断するというアプローチは、アメリカ法の請求排除効の考え方に通じる面がある。

本稿は、以上のような問題関心に基づき、res judicata の同一当事者間における効力に焦点をあて、アメリカ法の基本的な考え方を紹介するとともに、イギリスの判決効理論との間で若干の比較考察を試みる⁽⁹⁾。

二 res judicata と関連法理

1 res judicata

(1) 意義

res judicata は、判決の拘束力を指す概念であり、アメリカ民事訴訟法においては、「混同効と遮断効 (merger and bar) なし」「請求排除効 (claim preclusion) 」と呼ばれる法理と、「コラテラル・エストッペル (collateral estoppel) 」ないし「争点排除効 (issue preclusion) 」と呼ばれる法理を中心に構成される。前者は、前訴と同一の

請求について再び争うことを禁止する効力であり、わが国でいう既判力に相応する概念である。他方、後者は、前訴で審理・判断された争点と同一の争点について再び争うことを禁止する効力であり、わが国ではこれに相応する制定法上の概念は存在しないが、学説上有力に主張されている争点効説や信義則説の考え方がこれに近い。

アメリカの *res judicata* に関する様々なルールは、そのほとんどが判例法によって形成されたものであり、制定法上のルールはないか、あるとしても一般的・概括的なものにとどまることが多いようである。⁽¹⁰⁾ 他方、*res judicata* に関するアメリカ国内の判例法の集積は、アメリカ法律協会 (American Law Institute) によってリステイメント (restatement)⁽¹¹⁾ として編纂され、一九四二年には『判決リステイメント』⁽¹²⁾ が、その後、一九八二年には『判決リステイメント (第二版)』(以下、「判決第二リステイメント」という)⁽¹³⁾ が刊行されている。これらのリステイメントは、判例・学説の集大成として、*res judicata* に関する様々な論点について一定の統一的理解を図ったものであり、法源としての拘束力はないものの、当事者や裁判所に対する影響力は小さくないと言われる。

(2) 前提条件

判決が *res judicata* としての効力を生じるためには、その前提として、当該判決が、「有効性 (validity)」および「最終性 (finality)」の要件を満たすものでなければならぬ。

まず、「有効性」の要件については、伝統的には、裁判所が当該事件について事物管轄権 (subject-matter jurisdiction) および領域的管轄権 (territorial jurisdiction) を有し、かつ、適切な通知 (adequate notice) がなされていることを要する。これらの要件に欠ける場合には、当事者は判決の効力を排除するために「判決からの救済 (relief from a judgment)」を求めることができる。なお、判決からの救済を求める方法としては、①判決裁判所に対して救済の申立てをする方法、②相手方当事者に対して別訴を提起する方法、③後訴における前訴判決の援

用に対して前訴判決の効力を争う方法がある。⁽¹⁴⁾

次に、「最終性」の要件については、判決第二リステイトメントでは二義的な要件として規定されており、請求排除効を生じる前提条件としての最終性と、争点排除効を生じる前提条件としての最終性とは意味合いが異なる。すなわち、請求排除効との関係では、判決は事実審裁判所による判決の言渡しによってはじめて最終性の要件を満たす（判決の言渡後、事実審理の再開を求める申立てや判決に対する上訴がなされたとしても、判決の最終性には原則として影響を与えない）とされるのに対して、争点排除効との関係では、判決はその言渡前であっても、終結的効力（conclusive effect）を付与するのに十分な程度に確実な判断が示されたものについては最終性の要件を満たすものとして扱われる。⁽¹⁵⁾

2 関連法理

アメリカ民事訴訟法においては、res judicata とは別に、前訴判決の拘束力ないし影響力に関して以下のような様々な法理が存在する。これらには、判決の効力として認められる効力のほか、当事者の行為について認められる効力など雑多なものが含まれるが、ここではアメリカ民事訴訟法における res judicata の守備範囲を明確にすることを目的として、それぞれの法理についてごく簡単に紹介する。⁽¹⁶⁾

第一に、先例拘束性の原理（stare decisis）がある。これは、法律問題に関する裁判所の見解は、将来の同種事件において当該裁判所およびその下級裁判所を拘束し、当該見解については原則として再検討をすることができないとする法理である。res judicata と比較した同法理の特徴としては、①裁判所による柔軟な扱いが認められている点、②拘束力を生じるのは法律問題に関する判示事項（holding）に限られる点、③当事者を異にする事案でも拘束力を有する点が挙げられる。

第二に、事件における法 (law of the case) の法理である。これは、ある特定の訴訟において裁判所が下した判断は、同一訴訟手続内において当該裁判所および他の同級または下級裁判所を拘束し、これらの裁判所は原則としてその判断に従わなければならないとする法理である。同法理の特徴としては、①原裁判所および同級の裁判所においては、原判断が誤っていることが明らかな場合に再検討することが認められている点、②上記拘束力は、伝統的には法律問題に関する判断について生じるとされるが、事実問題に関する判断についても生じうると解されている点、③同一訴訟手続内においてのみ適用される点が挙げられる。

第三に、証拠としての前訴判決 (former adjudication as evidence) の法理である。いわゆる判決の証明効に関する法理であり、原則として判決は一種の伝聞証拠として証拠能力を否定されるが、例外的に証拠能力が認められるいくつかの場合がある。そのような例として、行政機関による裁定 (administrative findings)、反トラスト事件の判決 (antitrust judgments)、特許の有効性に関する裁定 (findings of patent validity)、刑事事件の有罪判決 (criminal convictions) などが挙げられる。

第四に、過去の賠償 (former recovery) の法理である。これは、ある法益侵害について既に賠償を命じた判決があるときは、これと同一の法益侵害に基づくその後の訴訟の判決において、前訴判決が命じた賠償額を控除するという法理である。このような扱いは、被害者が既に賠償を受けている場合においては実体法上当然のことであるから、同法理に固有の意義としては、被害者が未だ賠償を受けていない場合においても前訴判決が命じた賠償額の範囲で後訴における賠償額が控除される点にあると言える。

第五に、エクイティ上のエスopped (equitable estoppel) の法理がある。これは、訴訟においてある主張をすることが、過去の裁判外または裁判上の行為と矛盾し、かつ、それを信頼した相手方当事者に対して不当な負担を課す場合には、そのような主張をすることが禁止されるという法理である。¹⁷⁾ 同法理は当事者の行為に着目し

たものであり、前訴手続ないし前訴判決の存在を必要としない点で、res judicataとは区別⁽¹⁸⁾される。

第六に、救済手段の選択 (election of remedy) の法理である。これは、複数の選択可能な救済手段の一つを選択した当事者は、それと矛盾する他の救済手段を求めることが禁止される⁽¹⁹⁾という法理である。同法理もまた、当事者の行為に着目して認められるものであり、前訴手続ないし前訴判決の存在を必要としない。

第七に、別訴係属 (other action pending) の法理である。わが国でいう二重起訴の禁止原則 (民訴一四二条参照) に相応する法理であり、同一の当事者間において、同一の請求をめぐる訴訟が、同一州内または同一連邦巡回区内で既に係属している場合、新たに提起された訴えは実体的効果を持つことなく (without prejudice) 却下される⁽²⁰⁾という法理である。ただし、その適用範囲は極めて限定的であることが指摘されている。

三 請求排除効

1 原則論

(1) 意義

請求排除効 (claim preclusion) は、前訴と同一の請求について再び争うことを禁止する法理である。伝統的に「混同効 (merger)」と「遮断効 (bar)」の名で知られるが、今日では両者を包摂する概念として請求排除効という用語が一般化している。もつとも、以下に見るように、請求排除効の作用は原告が勝訴した場合と敗訴した場合とで異なるため、「混同効」と「遮断効」の語は両者を区別するうえでしばしば用いられる。

請求排除効の原則によれば、裁判所の有効かつ最終的な判決によって原告の請求は消失する (extinguished by the judgment) とされるが、このとき、判決が原告勝訴の判決であるか否かにより、当該請求の帰趨について次

のような違いを生じる。まず、判決が原告勝訴の判決であるときは、原告の請求は当該判決に混同し (merged in the judgment)、これにより前訴原告は前訴と同一の請求についてより有利な判決を求めて再び訴えを提起することが禁止され、前訴被告もまた当該判決を争うことが禁止される。⁽²¹⁾ 一方、判決が原告敗訴の判決であるときは、原告の請求は当該判決によって遮断され (barred by the judgment)、これにより前訴原告は前訴と同一の請求について勝訴判決を求めて再び訴えを提起することが禁止される。⁽²²⁾ いずれの場合も、判決によって前訴請求に関するすべての攻撃防御方法の提出が禁止され、前訴において実際に提出した事項のみならず、前訴において提出することのできた事項を提出することも禁止される。上記原則は、被告が提起した反訴に対する判決についても同様⁽²³⁾に当てはまる。

(2) 請求の同一性

上記のように、請求排除効は、前訴判決によって消失し、混同効または遮断効を生じた請求と同一の請求について再び争うことを禁止するものであるが、請求排除効との関係でいう「請求」の概念については、今日では一般的な意味での「請求」の概念とは区別されていることに注意を要する。⁽²⁴⁾ すなわち、伝統的な理解によれば、請求排除効との関係でいう「請求」の概念も、一般的な意味での「請求」の概念と同様に、「法的観点 (a single legal theory)」ないし「実体法上の権利または救済 (a single substantive right or remedy)」を指す概念として理解され、請求排除効が作用するか否かは前訴請求と同一の法的観点であるか否か、あるいは、前訴と同一の実体法上の権利または救済であるか否かという形式的な観点から判断されていた。その後、連邦裁判所および多くの州裁判所で「事件テスト (transaction test)」と呼ばれる判断基準が採用され、今日においてはより実質的な観点から、前訴と実質的な同一性または関連性を有する請求を広く含む概念として理解されるに至っている。

判決第二リステイトメントは、この「事件テスト」を採用する旨を明らかにしている。同二四一条一項は、「訴

訟において言い渡された有効かつ最終的な判決が混同効と遮断効の法理（同一八条、一九条参照）により原告の請求を消失させたときは、これにより消失する請求には、訴訟の原因となった事件の全部または一部、もしくは一連の関連する事件に関して原告が被告に対して救済を求めることができるあらゆる権利が含まれる」と規定する形で、請求排除効は前訴と同一の事件またはこれと一連性を有する事件に関して生じた権利に及ぶとしている。⁽²⁵⁾ そのため、前訴と後訴で損害の性質を異にする場合、請求を基礎づける事実や法的観点を異にする場合、あるいは、求めうる救済方法を異にする場合であっても、後訴が前訴と同一の事件またはこれと一連性を有する事件に關して生じた権利に基づくものであるときは、原則として請求の同一性が認められることになる。⁽²⁶⁾

例えば、同一の交通事故を原因とする物損の賠償請求と人損の賠償請求との間には請求の同一性が認められ、一方の請求についての判決は他方の請求についての再訴を禁止する。⁽²⁷⁾ また、賃貸借契約の借主が目的物を返還しない場合、貸主は契約違反を問うことができるほか、場合によっては目的物の過失による滅失や横領の責任を追及することができ、かつ、その場合に求めうる救済方法も現物返還と価格賠償とが考えられるが、これらの請求間には原則として請求の同一性が認められ、いずれかの請求についての判決はその他の請求についての再訴を禁止する。⁽²⁸⁾ あるいはまた、法律上の原因なくして動産による代物弁済がなされた場合、コモン・ロー上は当該動産の占有の返還を求める動産占有回復訴訟（replevin）や価値相当額の補償を求める動産侵害訴訟（trover）、あるいは、損害賠償を求める一般引受訴訟（general assumpsit）を提起することができ、他方で、エクイティ上も当該動産の原状回復（specific restitution）を求める訴えを提起することが考えられるが、これらの請求間においても原則として請求の同一性が認められるとされる。⁽²⁹⁾

また、同二四条二項は、「どのような事実の集合が『事件（transaction）』を構成するか、また、どのような集合が『一連（series）』を構成するかは、当該事実が時間、場所、原因または動機において相互に関連するか否か、

それらが適当な事実審理の単位を構成するか否か、および、それらを事実審理の単位として扱うことが当事者の期待、取引上の理解または慣行に合致するか否かという考慮に重点を置いて、実用主義的に (pragmatically) 決定されなければならない」と規定しており、「事件テスト」の適用に際しては、主として、①事実相互の関連性、②裁判所の便宜、③当事者の期待といった要素を考慮しつつ、実質的な観点から決定されるべきことを明らかにしている。

例えば、土地の不法占有による侵害訴訟 (trespass) に関して、実体法上、土地所有者は日々発生する損害について個別に請求することが可能であるが、請求排除効との関係では、訴え提起時までの一連の不法占有が一つの審理単位として把握され、その結果、原則として訴え提起時までの損害のすべてについて請求排除効が及ぶとされる。同様に、手形金の支払いを求める訴訟に関しては、実体法上は未決済となっている複数の手形に関して個別に支払いを請求することが可能であるが、請求排除効との関係では、原則として満期の到来しているすべての手形金の支払請求について請求排除効が及ぶとされる。もっとも、手形の一部について手形保証が付されている場合など、取引通念に照らして一部のみを切り離して訴えることが相当であるときには請求排除効は残部には及ばないとされる。⁽³⁰⁾

(3) 分割訴訟の禁止

「事件テスト」によれば、前訴と同一の事件またはこれと一連性を有する事件に関して生じたと認められる権利について広く請求排除効が及ぶことになるが、このことは、ある事件に関連して複数の権利を有する者は、それらの権利について裁判所の判決を求めるのであれば、一回の訴訟においてそのすべてを同時に請求しなければならぬことを意味する。このように、「事件テスト」の下では、これと表裏一体をなす原則として、関連請求を分割して請求すること (splitting) が禁止されるという原則 (以下、「分割訴訟の禁止原則」という) が導かれる。⁽³¹⁾

2 例外

(1) 一般原則に対する例外

上記のように、請求排除効の原則論によれば、原告敗訴の判決には「遮断効 (Bar)」が生じる⁽³²⁾が、判決第二リステイトメント二〇条は、その例外として、以下の場合には敗訴原告が同一の請求について再び訴えを提起することを妨げないとしている。

第一に、当該判決が、裁判管轄権の欠缺、不適切な裁判地、または当事者の不併合または誤併合を理由とする却下判決の場合である⁽³⁴⁾。裁判所は、原告が民事訴訟規則または裁判所の命令に従わない場合、被告の申立てに基づき当該訴訟または請求を却下することができる（これを「強制的却下 (involuntary dismissal)」という）が、遮断効の例外が認められるのはそうした手続法上の瑕疵のうち、裁判管轄権の欠缺、不適切な裁判地、当事者の併合に関する瑕疵に限定される。いずれも訴訟の入り口段階における却下判決であり、本案について再訴を禁止することが適当ではない場合である。連邦民事訴訟規則四一条(b)もこの点について規定している⁽³⁵⁾。

第二に、原告が自発的に訴えを取り下げた場合、または裁判所が訴えの取下げを原告に命じた場合である⁽³⁶⁾。この点に関しては、連邦民事訴訟規則四一条がより具体的な規定を置いており、同条(a)(1)によれば、原告は、相手方当事者の答弁書またはサマリ・ジャッジメントの申立てのいずれかが送達されるまでの間においては取下げの通知を提出することによって、それ以外の場合においては全当事者が署名した取下同意書を提出することによって訴えを取り下げることができると規定しており（前者を「原告による自発的取下げ (voluntary dismissal by plaintiff)」後者を「同意書による自発的取下げ (voluntary dismissal by stipulation)」とくく）、その場合には、上記通知または同意書に特別の定めのない限り、再訴は妨げられないとされる⁽³⁷⁾。また、同条(a)(2)によれば、裁判所は、

裁判所の命令および裁判所が適切と認める一定の条件の下で原告に対して訴えの取下げを命じることができるところ（これを「裁判所の命令による自発的取下げ（voluntary dismissal by order of court）」と云う）、その場合もまた、当該命令に特別の定めのない限り、再訴は妨げられないとされる⁽³⁸⁾。

第三に、法律または裁判所規則において、強制的却下または自発的取下げに関して遮断効が作用しないと規定されている場合、または、裁判所が遮断効の発生を明示しない限り遮断効が作用しないと規定されている場合でその旨の明示がない場合である⁽³⁹⁾。強制的却下および自発的取下げがあった場合の再訴の適否については、連邦民事訴訟規則の適用がある事件においては同規則四一条の適用を受ける一方、各州の法律または裁判所規則が適用される事件において、それらの規定の適用を妨げない趣旨である⁽⁴⁰⁾。

第四に、前訴における原告敗訴の判決が、請求が訴訟をするのに熟していないことに基づく場合か、訴え提起の前提条件を充足できなかったことに基づく場合である⁽⁴¹⁾。この場合には、再訴が実体法によって排除されていない限り、請求が訴訟をするのに熟し、または訴え提起の前提条件が充足されたのちに原告が再び訴えを提起することは妨げられない。前者の例としては、期限の未到来を理由とする敗訴判決が、後者の例としては、停止条件の未成就を理由とする敗訴判決や、双務契約における原告の債務未履行（同時履行の抗弁）を理由とする敗訴判決が挙げられる。これらの場合に再訴が禁止されないのは、期限の到来や停止条件の成就、双務契約における履行の提供といった事由は、前訴とは異なる新たな請求を生じさせるものであるとの考え方に基づく⁽⁴²⁾。

(2) 分割訴訟の禁止原則に対する例外

次に、判決第二リステイトメント二六条一項は、分割訴訟の禁止原則に対する例外として、以下の場合には請求相互の関連性にかかわらず別訴を提起することを妨げないとしている。

第一に、原告が関連請求を分割して訴求することについて、当事者間に明文上または事実上の合意があるか、

被告がそれに黙示的に同意した場合である。⁽⁴³⁾ 分割訴訟の禁止原則は主として被告の利益保護のためのルールであり、訴訟を分割することについて被告の同意（原告との合意を含む）がある場合には別訴の提起を妨げないとの趣旨である。⁽⁴⁴⁾ なお、被告の同意は、前訴提起の前後を問わず、また、明文上の同意であるか否かを問わない。

第二に、前訴裁判所が原告について後訴を維持する権利を明示的に留保した場合である。⁽⁴⁵⁾ そのような例としては、原告が訴えの変更を求めたのに対して裁判所が変更を認めることなく原告の請求を棄却する場合に、変更が認められなかった部分について再訴を妨げない（without prejudice）旨を宣言する場合がある。すなわち、アメリカ法の下でも同一の事実から複数の請求が競合するケース（いわゆる請求権競合のケース）が存在するが、そうした請求権競合のケースにおいては、原告がある特定の請求について訴えを提起したのち、訴訟の進展によって他の請求に訴えを変更する場合があります。⁽⁴⁶⁾ この場合、訴えの変更を認めるか否かは原則として裁判所の裁量に委ねられているところ、裁判所が訴えの変更を認めない場合には、原告の申立てにより、裁判所は訴えの変更が認められなかった部分について再訴を妨げない旨の宣言をすることができるとされる。

第三に、前訴裁判所の管轄権その他の手続上の制約のために、前訴において原告が特定の法的観点に依拠することや特定の救済方法を求めることができなかった場合である。⁽⁴⁷⁾ 分割訴訟の禁止原則は、原告が関連請求の全体について争うことについて特段の制約がない場合を前提とするものであり、前訴裁判所に管轄権その他の手続上の制約があるために特定の請求について争うことができなかった場合には上記原則は働かない。例えば、同一事件に関して州法上の請求と連邦法上の請求を有する場合に、原告が州法上の請求について州裁判所の判決を得たのち、連邦法上の請求について連邦裁判所に訴えを提起することは妨げられない。また、同一事件に関する複数の請求の一部について州籍の異なる被告に管轄権が及ばないとされている場合に、原告が管轄権の及ぶ請求について先に判決を得たのち、前訴において管轄権の及ばなかった請求について管轄権を有する州の裁判所に訴えを

提起することは妨げられない。⁽⁴⁸⁾

第四に、前訴判決が法律上または憲法上の制度の公正かつ公平な実施と明らかに矛盾しているか、それらの制度趣旨に照らして原告が関連請求を分割して訴求することが許容されている場合である。⁽⁴⁹⁾例えば、法律上、賃貸不動産の明渡しを簡易・迅速に求めるための特別の手続が設けられており、当該制度の趣旨として賃料請求を遮断しないことが明確である場合が挙げられる。⁽⁵⁰⁾また、憲法上、前訴判決を維持することが公正さを欠く場合にも再訴が許容されるとされており、とりわけ前訴判決以降、関連する憲法解釈に重要な変更があったために前訴判決を維持することが公正さを欠くに至った場合には再訴が許容されると考えられている。⁽⁵¹⁾

第五に、継続的ないし反復的な契約または不法行為の事案に関して、過去および将来の全損害について一度に訴えるか、訴え提起時までに生じた損害について期間を区切って訴えるかの選択権が原告に与えられている場合である。⁽⁵²⁾例えば、継続的契約に関して契約違反があった場合、原告は、当該契約を解除したうえで過去および将来にわたる全損害について賠償請求するか、当該契約を維持したうえで既に生じた損害について賠償請求するかを選択肢を有するが、後者を選択した場合には、その後の契約違反に係る損害賠償請求は遮断されない。あるいはまた、生活妨害 (nuisance) の事案に関しては、原告は、それが継続的な不法行為であることを主張して将来にわたる損害を含めて賠償請求するか、一回的な不法行為であることを主張して既に生じた損害についてのみ賠償請求するかを選択肢を有するところ、後者を選択した場合には、その後の不法行為に係る損害賠償請求は遮断されない。

第六に、上記のいずれにも該当しない場合であっても、請求排除効を基礎づけている政策が、「特別の理由 (an extraordinary reason)」によって排除されることが明白かつ説得的に証明された場合には後訴は遮断されない。⁽⁵³⁾上記のように、請求排除効ないし分割訴訟の禁止原則は、多くの例外が認められる比較的緩やかな原則であ

り、被告応訴の負担や裁判所の審理の負担を上回る特別の理由がある場合には、例外が認められる。そのような事案類型としては、例えば、個人の自由に対して重大な影響を与える継続的な制約または条件の効力が争われる場合や、前訴において紛争の統一的な解決を図ることができなかった場合があるとされる。前者の具体例としては、精神病患者の拘束を争う事案や子の監護権を争う事案などが挙げられるほか、夫婦間において別居中の扶養料の支払いを命じる判決を得たのちに離婚の訴えを提起する事案なども含まれるとされる⁽⁵⁴⁾。また、後者の例としては、前訴において原告の本訴請求と被告の反訴請求がともに退けられた結果、係争財産に関して未決着の状況が生じている場合が挙げられる⁽⁵⁵⁾。

四 争点排除効

1 原則論

(1) 意義

争点排除効 (issue preclusion) は、後訴において前訴と同一の争点について再び争うことを禁止する法理である。前訴において実際に審理・判断の対象となった事実上または法律上の争点について、当該争点に関する判断が前訴判決にとって不可欠の判断である場合に、当該争点について再び争うことが禁止される。

例えば、継続的売買契約の買主 X が売主 Y に対して当該契約に基づく商品の引渡しを求める訴えにおいて、Y が詐欺による当該基本契約の取消しを主張して争い、審理の結果、詐欺の成立が認められず X が勝訴した場合、前訴において争点となった詐欺の成否について再び争うことが禁止される。これにより、のちに X が前訴とは異なる納期に関して商品の引渡しを求める訴えを提起した場合、Y が再び詐欺による契約の取消しを主張して争う

ことは争点排除効によって禁止される一方、前訴において審理・判断の対象となっていない不可抗力を理由として債務不履行責任の免責を主張することは妨げられない⁽⁵⁶⁾。また、自動車事故を原因とする損害賠償を求める訴えにおいて、原告Xが被告Yの過失を基礎づける事実としてスピードの出し過ぎを主張して争い、審理の結果、Xの主張が認められずにXが敗訴したときは、前訴において争点となった過失の有無について再び争うことが禁止される。これにより、のちに同一事故に関して前诉被告Yが前訴原告Xに対して損害賠償を求める訴えを提起した場合、XがYの過失の有無について再び争うことは争点排除効によって禁止され、Xはスピードの出し過ぎの事実を再び主張することはもちろん、Yの過失を基礎づける他の事実を主張することもまた、争点排除効によって禁止される⁽⁵⁷⁾。

ところで、争点排除効という概念は、伝統的に「ダイレクト・エストップペル (direct estoppel)」および「コラテラル・エストップペル (collateral estoppel)」として知られる二つの法理を包摂する概念として今日において一般化したものである。「ダイレクト・エストップペル」および「コラテラル・エストップペル」は、いずれも同一争点の再審理を禁止する法理であるが、前者は、前訴と後訴で請求が同一である場合に作用する法理であるのに対して、後者は、前訴と後訴で請求が異なる場合に作用する法理である点で区別される⁽⁵⁸⁾。もっとも、前訴と後訴で請求の同一性が認められる場合には、原則として請求排除効の作用によって後訴請求全体が遮断されるため、「ダイレクト・エストップペル」が作用するケースは請求の同一性が認められるにもかかわらず請求排除効が否定される例外的なケースに限られる⁽⁵⁹⁾。

(2) 争点の同一性

争点排除効の要件は、res judicataに関する一般的な要件のほか、①前訴と後訴の争点間に同一性があること、②当該争点において当事者が争い、かつ、裁判所が審理・判断したこと、③当該争点についての判断が前

訴判決にとって不可欠の判断であったこと、の三つに整理される。⁽⁶⁰⁾ 判決第二リステイトメント二七条は、「事実または法律に関する争点が有効かつ最終的な判決によって判断され、かつ、その判断が当該判決にとって不可欠であるときは、当該判断は、後訴が前訴と同一の請求に関するものであるか否かにかかわらず、前訴当事者間において終結的である」と規定する。⁽⁶¹⁾

まず、争点排除効を生じるためには、前訴と後訴の争点間に同一性が認められなければならないが、今日では、争点の同一性判断に際しても、請求排除効における請求の同一性判断と同様に実質的なアプローチが採用されている。この点、判決第二リステイトメントは、基本的な考え方として、前訴と実質的に同一の争点について裁判所で争う権利を奪われることになる一方当事者の不利益と、当該争点について再び争われることになる他方当事者の不利益との比較衡量の問題であるとし、前訴と後訴の争点間に完全な同一性が認められない場合でも、①当該争点に関する主張や証拠の共通性、②当該争点に適用される法の同一性、③当該争点の前訴における予測可能性、④前訴請求と後訴請求の関連性といった諸要素に照らして争点の同一性が判断されるとしている。⁽⁶²⁾

例えば、前記の継続的売買契約に基づく商品の引渡しを求める訴えの例において、売主Yが債務不履行責任の免責について争うことは、前訴と同一の争点について再び争うものとは評価されない。契約締結時における詐欺の成否という争点と、履行期における不履行の有無という争点は、それぞれに主張や証拠、適用される法を異にするものであるからである。他方、前記の自動車事故の損害賠償を求める訴えの例において、後诉被告Xが後訴原告Yの過失を基礎づける事実として飲酒運転の事実を主張することは、前訴と同一の争点について再び争うものと評価される。いずれも相手方当事者の過失を基礎づける事由として、主張や証拠、適用される法について重なり合う部分が多く、前訴において同時に争われることが効率的かつ公平であると考えられるからである。

また、争点間に時間的な間隔が存在し、したがって厳密な意味で争点の同一性が認められない場合についても、

両者が密接な関係にある場合には、事情変更に関する反証のない限り、争点排除効が認められるとされる。⁽⁶³⁾ 例えば、X・Y間において甲土地の譲渡と乙土地の譲渡が同時期になされたのち、甲土地についてXの意思無能力を理由とする譲渡の取消しを求める訴えが提起され、審理の結果、原告Xの主張が認められてX勝訴の判決が下されたとする。その後、乙土地についても前訴と同様にXの意思無能力を理由とする譲渡の取消しを求める訴えが提起された場合、Yが再び意思無能力の点を争うことは争点排除効によって禁止されるが、それぞれの譲渡の間に時間的な間隔があるときは、Yにおいて事情変更⁽⁶⁴⁾（乙土地譲渡時点におけるXの意思能力の回復など）を立証することにより、争点排除効を免れることができる。

(3) 前訴手続における審理・判断

次に、争点排除効が生じるのは、前訴において当事者が争い、裁判所が審理・判断した争点に限られ、当事者が争うことができた——にもかかわらず実際には争わなかった——争点については、前訴当事者の主観的事情にかかわらず原則として争点排除効を生じない。したがって、一方当事者の主張について相手方当事者が自白した場合や積極的に争う態度を示さない場合、あるいは当事者間において特定の争点について争わない旨の合意がある場合には、当該争点について争点排除効は生じない。また、前訴判決が欠席判決や同意判決、認諾に基づく判決であるときは、とくに特定の争点について拘束力を認める旨の合意がない限り、争点排除効は生じない。⁽⁶⁵⁾

このように、争点排除効の要件として、前訴において実際に審理・判断の対象となったことを要する理由としては、当事者が実際に争わなかった争点についてまで争点排除効を生じさせることは、審理・判断の対象を限定して訴訟の集中を図ることの妨げとなり、また、前訴における和解を抑制することにつながるといふ政策的な理由が挙げられるほか、争点排除効を基礎づけている訴訟資源の節約、判決内容の一貫性、相手方当事者の応訴負担の回避といった利益は、実際に審理・判断の対象となっていない争点との関係では後退するという利益衡量的

な理由が指摘される⁽⁶⁶⁾。

(4) 前訴判決にあっての不可欠性

前訴において実際に審理・判断の対象となった争点であっても、当該争点に対する判断が前訴判決の結論を導くにあたって不可欠の判断でなければ争点排除効は生じない。判決の結論に影響を与えない判断は、いわゆる傍論 (dicta) として、争点排除効の対象から除外される⁽⁶⁷⁾。

例えば、約束手形の所持人 X が振出人 Y に対して利息の支払いを求める訴えにおいて、被告 Y が、手形の振出に関して原告 X に詐欺があったこと、また、利息の支払いについて原告 X から免除があったことを主張して争い、審理の結果、いずれの主張も認められず原告 X が勝訴したときは、争点排除効は詐欺に関する争点と免除に関する争点の双方について生じる⁽⁶⁸⁾。この場合、X 勝訴の判決を下すためには、詐欺と免除のいずれの争点についても判断することが不可欠であるからである。

他方、上記の例において、審理の結果、詐欺は認められないとの判断が示される一方で、利息の免除は認められるとの判断に基づき被告 Y が勝訴したときは、争点排除効は利息の免除に関する争点についてのみ生じ、詐欺に関する争点については生じない⁽⁶⁹⁾。この場合、利息の免除を認める判断は Y 勝訴の結論を導くにあたって不可欠の判断であるのに対して、詐欺の事実を否定する判断は上記結論との関係では決定的な意味を持たないからである。

加えて、前訴判決において、複数の独立した主張についてそれぞれの主張を認める、いわゆる選択的認定 (alternative determination) がなされている場合も、判決の結論にとって不可欠と評価される争点を除いては争点排除効を生じないとされる。その理由としては、一つには、判決にとって不可欠の争点を除いては必ずしも厳格かつ慎重な審理をしているとは限らないこと、もう一つには、選択的認定がなされた争点のすべてについて争点

排除効を認めてしまうと争点を争うための上訴を誘発するおそれがあることが挙げられる。⁽⁷⁰⁾ 上記の例に関して言えば、審理の結果、裁判所が詐欺および利息の免除の双方の主張を認めて被告Y勝訴の判決を下した場合でも、争点排除効は利息の免除に関する争点についてのみ生じ、詐欺に関する争点については生じないとされる。詐欺の成否は直接的には元本に関する争点であって、利息の支払いとの関係では必要不可欠の争点とは評価されないためである。⁽⁷¹⁾

2 例外

争点排除効の一般原則に対しては、争点排除効の要件を満たしてもなお争点排除効を生じないとされるいくつかの場合が認められている。判決第二リステイトメント二十八条によれば、以下の場合には争点排除効を生じないとされる。

第一に、後訴において争点排除効を主張される側の当事者が、法律上、前訴において上訴審の審理を受けることができなかった場合である。⁽⁷²⁾ あくまで法律上の制限によって上訴審の審理を受けることができなかった場合に限られており、上訴することができたにもかかわらずこれをしなかった場合には争点排除効は否定されない。また、いわゆる裁量上告制の下で、上訴裁判所が上訴を受理しなかった場合も争点排除効は否定されない。この場合には、原則として当該争点に関して再審理を経たのと同様の扱いを認めるのが相当であると考えられるためである。⁽⁷³⁾

第二に、法律上の争点に関する例外として、前訴と後訴の請求が実質的に無関係である場合や、当該争点について新たな判断をすることが法状況の変化や法の公正な運用の観点に照らして正当化される場合である。⁽⁷⁴⁾ 法律上の争点に関して、当事者がかつての裁判所の判断に常に拘束されるとすることは、事案によっては一方当事者に

不当な利益や損失をもたらす可能性があるほか、法の健全な発展を阻害するおそれも否定できない。そのため、法律上の争点に関しては、前訴と後訴との間に実質的な関連性が認められない場合には争点排除効が否定され、また、前訴と後訴との間に実質的な関連性が認められる場合であっても、当該法律上の争点に関するかつての判断がのちに同一裁判所によって変更された場合や上級裁判所によって否定された場合には拘束力を生じないといわれる⁽⁷⁵⁾。

第三に、当該争点について新たな判断をすることが、両裁判所における手続の質や範囲の相違に照らして、または、裁判所間の管轄権の分配に関する要素に照らして正当化される場合である⁽⁷⁶⁾。争点排除効を生じる前提として前訴手続と後訴手続との類似性を要求する趣旨であり、ここでいう手続の類似性は両裁判所における訴訟手続の性格や管轄権の配分に関する立法目的に照らして判断される⁽⁷⁷⁾。例えば、前訴が小額訴訟裁判所 (small claims court) における簡略化された訴訟手続である一方で、後訴が一般の裁判所における通常の訴訟手続である場合には、前訴判決について争点排除効は否定される。これに対して、前訴裁判所において事物管轄権に制約がある場合でも、前訴と後訴で適用される訴訟規則に関して実質的な差異がない場合には、原則どおり争点排除効を生じるとされる⁽⁷⁸⁾。

第四に、前訴と後訴で当該争点に関する証明責任の負担に差異がある場合である⁽⁷⁹⁾。このような場合に争点排除効が否定されるのは、ある争点に関して前訴と後訴で証明責任の所在や証明度が異なる場合には、後訴における当該争点の審理に関して前訴と同様の審理経過が再現されるわけではないという考え方に基づく⁽⁸⁰⁾。例えば、XがYに対してX・Y間の自動車事故に基づく損害賠償を求める訴えを提起したところ、YがXの側の寄与過失 (contributory negligence) を主張して争い、審理の結果、Xの寄与過失の不存在 (Xに証明責任がある) は認められないとしてYが勝訴したとする。のちにYがXに対して損害賠償を求める訴えを提起した場合、Xの過失の存

否 (Y に証明責任がある) については争点排除効を生じない⁽⁸¹⁾。あるいはまた、法改正により、ある事実の証明度に関して証明度の変更があった場合 (例えば、明白かつ確信を抱くに足りる証明から証拠の優越への変更があった場合) においても、同様に争点排除効が否定される⁽⁸²⁾。

第五に、上記のいずれにも該当しない場合であっても、当該争点について新たな判断をすることに明白かつ説得的な必要性がある場合には争点排除効の例外が認められる⁽⁸³⁾。これまで見てきたように、争点排除効の原則もまた、多くの例外が認められる比較的緩やかな原則であり、当該争点について前訴において十分かつ公平な判断を得るための機会ないし動機に欠ける場合には、後訴裁判所は争点排除効の適用を排除することができるとされる。判決第二リステイトメントによれば、こうした後訴裁判所の権限は一種の裁量的なものであると解されており、相当な範囲内の行使である限りにおいて、争点排除効の公平な運用のために不可欠の権限として位置づけられている⁽⁸⁴⁾。このような例外が認められる事案類型としては、前訴当時、後訴において争点となることを予見することができず、そのために前訴において十分に争うことが期待できなかった場合や、前訴における係争額が後訴におけるそれに比べて著しく小さく、前訴において十分に争うことが期待できなかった場合などがあるとされる⁽⁸⁵⁾。

五 イギリス法との比較

1 訴訟原因禁反言と争点禁反言

(1) イギリス民事訴訟法における res judicata

イギリス民事訴訟法における res judicata は、訴訟原因禁反言 (cause of action estoppel) と争点禁反言 (issue estoppel) を中心に構成される⁽⁸⁶⁾。このうち、訴訟原因禁反言は、同一の当事者間で同一の訴訟原因について再び

争うことを禁止する法理であり、アメリカ法との比較では請求排除効に相当する。また、争点禁反言は、同一の当事者間で前訴と同一の争点について再び争うことを禁止する法理であり、アメリカ法との比較では争点排除効に相当する。⁽⁸⁷⁾ なお、イギリスにおいては、アメリカのリステイトメントに見られるような res judicata に関するルールの準立法化は見られず、その解釈・適用はもっぱら判例法に委ねられている状況にある。

イギリス法における res judicata の概念とアメリカ法におけるそれは、いずれもコモン・ロー上の法概念として淵源を同じくするものであるが、今日においては、それぞれに独自の発展を遂げており、その原則的範囲に関する考え方は必ずしも同じではない。以下、イギリス民事訴訟法における res judicata の基本的な考え方を紹介し、アメリカ法との比較考察を試みる。

(2) 訴訟原因禁反言

イギリスの訴訟原因禁反言は、前訴と同一の当事者間で前訴と同一の訴訟原因 (cause of action) について再び争うことを禁止する法理である。⁽⁸⁸⁾ 「訴訟原因」とは、「特定の権利義務の発生を基礎づけるに必要な範囲の事実」⁽⁸⁹⁾ ないし「特定の法的観点」⁽⁹⁰⁾ をいうと解されており、請求 (claim) 概念にはば相応する。

訴訟原因禁反言が生じるのは、前訴と同一の訴訟原因に基づいて再び訴えが提起された場合であり、前訴と後訴で訴訟原因の同一性が認められる場合には、その訴訟原因の全体について後訴で争うことが禁止される。訴訟原因禁反言による遮断効は絶対的な効力 (absolute bar) であると解されており、当事者が新たな証拠を発見した場合や、法に重要な変更があった場合でも、既に判断された訴訟原因について再び争うことは許されないとされる。⁽⁹¹⁾

アメリカの請求排除効と比較した場合の相違点としては、第一に、請求ないし訴訟原因の同一性判断に関する違いがある。すなわち、アメリカの請求排除効に関しては、請求の同一性判断に際して「事件テスト」が採用さ

れ、前訴と同一の事件またはこれと一連性を有する事件に関して生じたと認められる請求について広く請求排除効が及ぶとされているのに対して、イギリスの訴訟原因禁反言に関しては、訴訟原因の同一性判断に際して「事件テスト」に相当するような実質的な判断基準は採用されていない。この点、イギリスでも、かつては前訴と実質的な関連性を有する後訴について *res judicata* を拡張適用することにより後訴を遮断する例も見られたが、今日では、のちに見るように、紛争の実質的な蒸し返しに対しては手続の濫用 (*abuse of process*) を根拠とする後訴遮断の法理が形成されており、訴訟原因禁反言それ自体の原則的範囲は、前訴における形式的な意味での訴訟原因の範囲に限定されているようである。⁽⁹³⁾

また、第二の相違点として、請求排除効ないし訴訟原因禁反言の柔軟性の違いが挙げられる。すなわち、アメリカ法においては、「事件テスト」に見られるように、*res judicata* の原則的ルールそれ自体が実質的な要素を取り込んだ柔軟かつ弾力的な法原則として後訴遮断の範囲を調整しているうえ、詳細な例外ルールの存在もまた個別具体的な事情に応じた利益調整の余地を残しているのに対して、イギリスの訴訟原因禁反言は、絶対的な効力として個別具体的な事情に基づく例外の余地がほとんど認められていない。もちろん、イギリスの訴訟原因禁反言の及ぶ原則的範囲はアメリカの請求排除効のそれに比べて限定的であるから、例外的な場合を認める必要性に乏しいということは言えるが、請求排除効ないし訴訟原因禁反言に関する両国の基本的なスタンスは対照的である。

(3) 争点禁反言

争点禁反言は、前訴と同一の当事者間で同一の争点について再び争うことを禁止する法理である。⁽⁹⁴⁾ 訴訟原因禁反言が前訴における訴訟原因の全体について生じると異なり、争点禁反言が生じるのは、前訴において実際に審理・判断をした争点であり、かつ、争われている訴訟原因にとって不可欠の争点でなければならない。⁽⁹⁵⁾ また、

訴訟原因禁反言が絶対的な効力であるのとは対照的に、争点禁反言は「特別の事情 (special circumstances)」がある場合にはその効力を免れる。この「特別の事情」の判断に際しては必ずしも確立した基準があるわけではないが、判例上、争点禁反言の例外が認められる事案類型には、大別して、①当事者が新しい証拠を発見した場合で、当該証拠が前訴当時において獲得することができなかったものであり、かつ、当該証拠によれば前訴における判断が覆されることが明白である場合、②判例に重要な変更があった場合で、その判例によれば前訴判決において争点禁反言を生じる争点についての判断が誤っていたことが明白である場合があるとされる⁽⁹⁶⁾。

アメリカの争点排除効と比較した場合の相違点としては、ここでもまず、争点の同一性判断に関する違いを挙げることができる。すなわち、アメリカ法においては、争点の同一性判断に際しても実質的な要素が勘案されており、前訴と後訴の争点間に完全な同一性が認められない場合であっても、訴訟資料の共通性や、適用される法の共通性、前訴における予測可能性や、前訴請求と後訴請求の関連性といった諸要素に照らして争点の同一性が認められる場合があるのに対して、イギリスの争点禁反言に関しては、そうした実質的アプローチはとくに採用されていない。前述のように、イギリスでは、紛争の実質的な蒸し返しに対しては手続の濫用を根拠として後訴を遮断するという判例法理が形成されており、争点禁反言の原則的範囲それ自体は前訴と同一の争点に限定されると見られる。

また、争点排除効ないし争点禁反言が及ばない例外的な場合に関しても、アメリカ法においては、請求排除効と同様に、争点排除効が及ばない例外的な場合について詳細なルールが存在し、かつ、それらのルールに該当しない場合であっても裁判所の裁量的な判断の下で争点排除効の適用が排除される場合がある点で特徴を有する。これに対して、イギリスの争点排除効は、「特別の事情 (special circumstances)」による例外が認められている点では訴訟原因禁反言に比べて柔軟かつ弾力的な性格を有するが、その外縁は必ずしも明確ではない。

2 手続の濫用に基づく後訴遮断

(1) Henderson ルールと手続濫用法理

イギリス法においては、訴訟原因禁反言や争点禁反言とは別に、紛争の実質的な蒸し返しを禁止する法理として、Henderson ルール (the rule in *Henderson v Henderson*) と呼ばれる判例法理が存在する。この Henderson ルールは、一八四三年の *Henderson v Henderson* 事件判決⁽⁹⁷⁾によって表明され、以来、今日に至るまで先例的価値を有するものである。Henderson ルールの理解については時代によって変遷も見られるが、今日においては、ある事項を後訴で争うことが手続の濫用 (abuse of process) にあたると評価される場合に後訴を遮断する法理として理解されている。

その特徴は以下のとおりである。第一に、Henderson ルールは、res judicata が作用しない場合に、これを補充する法理として作用する⁽¹⁰⁰⁾。同ルールによれば、裁判所は、前訴において審理・判断の対象となっておらず、したがって訴訟原因禁反言や争点禁反言によつては後訴における請求や主張を遮断できない場合であっても、手続の濫用を根拠として遮断することができる。第二に、同ルールは、もともと res judicata の拡張適用に関するルールとして表明されたものであったが、その後、既に審理・判断された事項を遮断する法理としての res judicata と、未だ審理・判断されていない事項を遮断する法理としての Henderson ルールとの違いが認識され、今日では、手続濫用法理に基礎を置くルールとして理解されるに至っている⁽¹⁰²⁾。第三に、同ルールの適用基準については、かつては、前訴における提出可能性を中心に判断するという要件判断的なアプローチが有力であったが、今日では、前訴における提出可能性のみをもって手続の濫用にあたると言うことはできず、当該訴訟が提起されるに至った一切の事情に照らして判断するという総合判断的なアプローチが採用されている⁽¹⁰³⁾。その際の考慮要素は裁判所によって、また学説によっても様々であるが、原告の動機や目的、請求相互の関連性、前訴における訴

訟の結果とその理由などが挙げられる。⁽¹⁰⁶⁾

Henderson ルールは、英米法系の中でもイギリスを始めとするコモンウェルス域内特有のルールと言っているが、これらの地域で同ルールが独特の発展を遂げたことには、イギリスの *res judicata* の原則的範囲が厳格かつ限定的であることと密接な関係があるものと見られる。すなわち、イギリスの訴訟原因禁反言および争点禁反言に関しては、アメリカの判決第二リステイトメントに見られるような実質的なアプローチは必ずしも確立していないため、訴訟原因禁反言や争点禁反言だけでは紛争の蒸し返し事案に対して十分に対応しきれない。前訴において審理・判断の対象となっていないものの実質的に見て前訴と同一の請求や争点が争われる場合に、これをなんらかの法的根拠によって遮断しようとするれば、伝統的な *res judicata* の理論に修正を加えるか、あるいは、*res judicata* とは異なる別個の法理に拠らざるを得ない。この点、Henderson ルールは、かつては前者の理解に立つものであったが、今日では手続の濫用を根拠とするルールとして、事件の個別具体的な事情に応じたきめ細やかな処理が志向されているようである。

(2) 後訴遮断理論の全体構造

これまで見てきたように、アメリカ法においては、もっぱら *res judicata* (請求排除効および争点排除効) が訴訟終結後の紛争の蒸し返しを禁止する法理として機能しているのに対して、イギリス法においては、*res judicata* (訴訟原因禁反言および争点禁反言) に加えて、手続の濫用に基づく後訴遮断の法理が *res judicata* の限界を補完している点で特徴的である。換言すれば、アメリカ法の基本的なスタンスは、柔軟かつ弾力的な性質を持つ *res judicata* の一元的な運用によって紛争の蒸し返し事案に対処するものであるのに対して、イギリス法の基本的なスタンスは、厳格かつ限定的な性質を持つ *res judicata* と、柔軟かつ弾力的な手続濫用法理との二元的な運用によって対処するものである。わが国の理論との対比で言えば、前者は、紛争の蒸し返し事案に対して既

判力の拡張をもって対応する見解に近く、後者は、既判力とは別に信義則によって対応する見解に近い。

もっとも、理論的には上記のような違いがあるとは言え、後訴遮断理論を全体として見れば、アメリカ、イギリスともに、後訴において前訴と実質的な同一性ないし関連性を有する請求や争点が争われる場合に、これらを遮断する必要性を認めている点では共通しており、しかも、その後訴遮断理論の限界を画しているのは両国ともに柔軟かつ弾力的な法理である点でも共通する。アメリカ法に関して言えば、「事件テスト」に見られるように、*res judicata* の原則的ルールそれ自体が実質的な要素を取り込んだ柔軟かつ弾力的な法理として後訴遮断の範囲を調整しているし、詳細な例外ルールの存在もまた個別具体的な事情に応じた利益調整の余地を残している。また、イギリス法について見れば、*res judicata* の原則的ルールそれ自体は厳格かつ硬直的なものであるが、これを補完する手続濫用法理が実質的な観点を踏まえたきめ細やかな利益調整を可能にしている。このことは、後訴において前訴と実質的な同一性ないし関連性を有する請求や争点が争われる場合にも様々な場合があり、そのすべてを厳格かつ硬直的な理論によって処理することは困難かつ不適当であることを意味するものと言える。

なお、本稿において取り上げることができなかったが、アメリカ法およびイギリス法に見られる後訴遮断理論のあり方は、わが国における既判力理論の限界や信義則理論との関係を考えるにあたっても大いに示唆的である。わが国においては、紛争の一回的解決を図るべく、訴訟物の拡大や既判力の拡張をもって、前訴と実質的な関連性を有する後訴を遮断する見解が有力に主張されてきたが、後訴遮断に関して訴訟物や既判力といった硬直的な概念のみをもって対処することの是非は、改めて検討されるべきであるように思われる。

六 おわりに

以上、本稿では主として *res judicata* の同一当事者間における効力に焦点をあて、アメリカの請求排除効と争点排除効に関する基本的な考え方を紹介するとともに、同一法系に属するイギリスの判決効理論との比較考察を試みた。その要点は以下のとおりである。

第一に、請求排除効は前訴と同一の請求について再び争うことを禁止する効力であるところ、アメリカでは、請求の同一性判断に際して「事件テスト」と呼ばれる判断基準が採用されており、事実相互の関連性、裁判所の便宜、当事者の期待といった実質的な要素を勘案して、前訴と同一の事件またはこれと一連性を有する事件に関して生じたと認められる請求について広く請求排除効が及ぶのが原則である。また、これと表裏一体をなす原則として、分割訴訟の禁止原則と呼ばれる原則が存在する。一方、請求排除効が否定される例外的な場合について詳細なルールが存在し、請求排除効の一般原則に対する例外としては、前訴において訴えが却下された場合や訴えの取下げがあった場合、履行期未到来や条件未成就により原告の請求が認められなかった場合などがある。また、分割訴訟の禁止原則に対する例外としては、関連請求を留保する旨の当事者間の合意または前訴裁判所の明示がある場合、前訴において管轄権その他の手続上の制約があった場合、法律上または憲法上の制度趣旨に照らして後訴が許容されていると解される場合、継続的契約または継続的不法行為に関して期間を限定して訴えが提起された場合があるほか、被告応訴の負担や裁判所の審理の負担を上回る特別の理由が認められる場合にも請求排除効は否定される。

第二に、争点排除効は原則として前訴において当事者が争い、かつ、裁判所が審理・判断した事実上または法律上の争点について、当該争点についての判断が前訴判決にとって不可欠の判断である場合に生じる効力である。アメリカでは、争点の同一性判断に際しても、請求の同一性判断におけるのと同様に実質的な要素が勘案され、争点間に完全な同一性が認められない場合でも、当該争点に関する主張や証拠の共通性、当該争点に適用される

法の同一性、当該争点の前訴における予測可能性、前訴請求と後訴請求の関連性といった諸要素に照らして争点の同一性が認められる場合があるとされる。また、争点排除効が否定される例外的な場合についても詳細なルールが存在し、前訴において上訴審の審理を受けることができなかった場合、法律上の争点に関して判例その他の法状況に変更があった場合、前訴裁判所の審理手続と後訴裁判所の審理手続との間に実質的な違いがある場合、前訴と後訴で当該争点に関する証明責任の分配や証明度に差異がある場合などがあるほか、当該争点について新たな判断をすることについて明白かつ説得的な必要性が認められる場合にも争点排除効は否定される。

第三に、イギリスの *res judicata* は訴訟原因禁反言と争点禁反言を中心に構成されており、それぞれアメリカの請求排除効と争点排除効に対応する。両者を比較した場合、アメリカの *res judicata* は実質的な判断基準と詳細な例外ルールの下、*res judicata* それ自体が柔軟かつ弾力的な法原則として機能しているのに対して、イギリスの *res judicata* についてはアメリカ法に見られるような実質的なアプローチは採用されておらず、その意味で厳格かつ硬直的な法理として存在している。しかしながら、イギリスでは *res judicata* を補完する法理として手続の濫用を根拠とする後訴遮断の法理が確立しており、そうした周辺の法理を含めた後訴遮断理論を全体として見れば、アメリカ、イギリスともに、後訴において前訴と実質的な同一性ないし関連性を有する請求や争点が争われる場合に、これらを遮断する必要性を認めている点では共通しており、しかも、その後訴遮断理論の限界を画しているのは両国ともに柔軟かつ弾力的な法理である点でも共通する。両国におけるこのような共通点は、後訴において前訴と同種同様の請求や争点が争われる場合にも様々な場合があり、そのすべてを厳格かつ硬直的な理論によって処理することは困難かつ不適当であることを示唆するものあり、わが国における既判力理論の限界や信義則理論との関係を考えるうえでも重要な視点を提供するものである。

- (1) 「既判力」と訳されることがあるが、わが国における既判力概念とは必ずしも一致しないことから、本稿では“res judicata”の語を用いる。
- (2) 先駆的な業績として、谷口安平「アメリカにおける和解判決 (Consent Judgment) の効力」論叢六七巻五号(一九六〇年)二四頁以下、吉村徳重「アメリカにおける既判力拡張の側面」法政二九巻一―三号(一九六三年)六三頁以下、同「アメリカにおける既判力の客観的範囲」法政三二巻二―六号(一九六六年)七一頁以下、同「判決理由中の判断の拘束力——コラテラル・エスツペルの視点から」法政三三巻三―六号(一九六七年)四四九頁以下、同「判決効の主観的拡張とデュー・プロセス——アメリカ法の視点から」(一)法政四四巻一号(一九七七年)一頁以下、二号(一九七七年)一八二頁以下(以上、吉村徳重「比較民事手続法」(信山社・二〇一一年)所収)、平良「英米法の歴史における既判力と判決による禁反言」法研三八巻二号(一九六五年)一頁以下、同「判決による『附随的禁反言』の理論」法研三九巻三号(一九六六年)一頁以下、霜島甲一「既判力の相対性について——合衆国におけるベルンハルト・ドクトリンの展開」判タ三〇七号(一九七四年)三一頁以下など。近年の判決効理論の展開を紹介するものとして、小林秀之「判決効の拡張化現象とリステイトメント」同『新版・アメリカ民事訴訟法』(弘文堂・一九九六年)二四四頁以下、ロバート・G・ボーン(三木浩一訳)「アメリカ民事訴訟法における遮断効——政策的な圧力の下での法的な原理」大村雅彦『三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』(商事法務・二〇〇六年)一七五頁以下など参照。
- (3) 小林・前掲注(2)二五七頁以下、ボーン・前掲注(2)一八〇頁以下に詳しい。
- (4) 拙稿「イギリス民事訴訟における判決効理論の展開——Henderson ルールの形成と発展を中心に」中央学院二四巻一・二号(二〇一一年)一五七頁以下。
- (5) 例えば、小山昇「既判力か争点効か信義則か」曹時四〇巻八号(一九八八年)一二七三頁(同「小山昇著作集」(信山社・一九九〇年)所収)では、「既判力により処理しうべき場合を狭くしてこれからはみ出る場合を白地的な信義則により処理するよりも、既判力により処理すべき場合を現在よりも広くして……これによることが不都合な場合をとくに除外するということがより望ましいのではなからうか」と指摘する。
- (6) 新堂幸司「既判力と訴訟物」法協八〇巻三号(一九六三年)一頁以下(同『訴訟物と争点効』(有斐閣・一九

八八年)所収)、同『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂・二〇一一年)七〇九頁以下参照。

- (7) 竹下守夫「判決理由中の判断と信義則」山木戸克己教授還暦記念『実体法と手続法の交錯(下)』(有斐閣・一九七八年)七二頁以下、兼子原著『条解民事訴訟法(第二版)』(弘文堂・二〇一一年)五三八頁以下〔竹下守夫〕参照。
- (8) 最判昭和五一・九・三〇民集三〇巻八号七九九頁。また、最判昭和五一・三・二四金判五四八号三九九頁、最判昭和五九・一・一九判時一一〇五号四八頁、最判平成一〇・六・一二民集五二巻四号一一四七頁など参照。

- (9) アメリカ民事訴訟法に関する代表的な注釈書として、Charles A. Wright et al., *Federal Practice and Procedure* (2nd ed. 2002), James Wm. Moore et al., *Moore's Federal Practice* (3rd ed. 2011) がある。また、*res judicata* に関する専門書として、Robert C. Casied & Kevin M. Clermont, *Res Judicata: A Handbook on Its Theory, Doctrine, and Practice* (2001) がある。その他、アメリカ民事訴訟に関する最近の概説書として、Fleming James, Jr., Geoffrey C. Hazard, Jr. & John Leubsdorf, *Civil Procedure* (5th ed. 2001), Jack H. Friedenthal, Mary Kay Kane & Arthur R. Miller, *Civil Procedure* (4th ed. 2005), Kevin M. Clermont, *Principles of Civil Procedure* (3rd ed. 2012) がある。

- (10) アメリカ連邦民事訴訟規則は *res judicata* に関する直接的な規定は設けていない。また、各州の民事訴訟規則に *outright* *res judicata* に関して規定を置いているものはいく限られているようである。See Casied & Clermont, *supra* note 9, pp. 5-6.

- (11) リステイトメントは、アメリカ法の主要分野のうち判例を中心に発達した諸領域を取り上げ、これを条文の形にまとめて注釈を付したものである。法源としての拘束力はないものの、当事者や裁判所によってしばしば引用され、間接的にはあるがアメリカ法の統一に一定の役割を果たしていると言われる。田中英夫ほか編『英米法辞典』(東京大学出版会・一九九一年)“*restatement*”参照。

- (12) *Restatement of Judgments* (1942).

- (13) *Restatement (Second) of Judgments* (1982). 小林・前掲注(2)二八九頁以下に抄訳がある。

- (14) See Casied & Clermont, *supra* note 9, pp. 49-50.

- (15) 判決第二リステイトメント三条は、*res judicata* の諸原則は、最終的な判決が言い渡された場合にのみ適用

される。ただし、(混同効および遮断効と区別される) 争点排除効との関係では、『最終的な判決』とは、終結的効力を付与するのに十分な程度に確実であると判断された、別訴における争点についてのいかなる以前の司法的判断を含む」と規定する。

(16) 以下、Cased & Clermont, *supra* note 9, pp. 13-27 の整理による。

(17) 例えば、ある事故で労災補償を受けた従業員が、のちに提起された訴訟において事故当時従業員であったことを否定する場合が挙げられる。

(18) また、エクイティ上のエストッペルと関連・類似する法理として、裁判上のエストッペル (judicial estoppel) と呼ばれる法理がある。これは、事実上の主張 (原則として宣誓のうえでなされた陳述) に関して、前訴における主張と直接的に矛盾する主張をすることが禁止されるという法理である。もともと、同法理の運用は法域によって様々であり、同法理を適用しない州または連邦巡回区も少なくないことが指摘されている。See Cased & Clermont, *supra* note 9, pp. 18-19.

(19) 例えば、詐欺に対する救済手段として売買目的物の変更を主張した当事者は、契約の取消しを主張することが禁止される。

(20) See Cased & Clermont, *supra* note 9, pp. 21-22.

(21) ただし、勝訴原告が当該判決を前提とする訴訟を維持することは妨げられない。See Restatement (Second) of Judgments § 18 (1982).

(22) See id. § 19.

(23) See id. §§ 21(1), 23. なお、本訴については、のちに見るように、原則として関連請求を同時に訴求することが要求されるのに対して、反訴については、①法律または裁判所規則により反訴が強制されている場合、②のちに請求することが前訴判決を無意味なものとする場合を除いて、本訴と同時に訴求することは必ずしも要求されない。See id. § 22.

(24) ボーン・前掲注(2)一八四頁以下参照。See Cased & Clermont, *supra* note 9, pp. 62-69.

(25) See Restatement (Second) of Judgments § 24 (1) (1982).

(26) See id. § 25 (1982). この点、請求排除効が前訴における実体法上の権利を超えて及ぶという点では、わが国の新訴訟物理論における既判力の範囲と共通する。しかし、請求の同一性については事実の関連性、裁判所の便宜、当事者の期待といった諸要素に照らして実質的な観点から判断される点、また、異なる救済を求める場合であっても請求の同一性が認められる点で、新訴訟物理論の下での既判力よりも柔軟かつ広範囲に及ぶ特徴を有する。

(27) See id. § 24 cmt. a, illus. 1-2.

(28) See id. § 24 cmt. b, illus. 3.

(29) See id. § 24 cmt. c, illus. 4.

(30) See id. § 24 cmt. d.

(31) 分割訴訟の禁止原則に関する判例および学説の状況については、小松良正「アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開——近時の判例を中心として」早法七二巻四号（一九九七年）一一九頁以下に詳しい。

(32) サマリ・ジャッジメント (summary judgment)、部分的認定に基づく判決 (judgment on partial findings)、または法律問題に関する判決 (judgment as a matter of law) にいつつも同様である。

(33) 当事者の併合に関しては、関係当事者について併合が必要的とされる強制的当事者併合 (compulsory party joinder) と、併合が任意的とされる任意的当事者併合 (permissive party joinder) の二つがある（前者につきアメリカ連邦民事訴訟規則一九条、後者につき同二〇条参照）。連邦民事訴訟規則一九条によれば、強制的当事者併合のケースにおいて当事者が併合されていない場合、裁判所はその者を当事者とすることを命じなければならず（同条(a)参照）、その者を当事者とすることができない場合には、裁判所は、現に当事者となっている者の間で訴訟を進めるか、または、当該当事者が不可欠であることを理由として却下するかを、衡平と良心に従い決定しなければならない（同条(b)参照）。

(34) See Restatement (Second) of Judgments § 20 (1) (a) (1982).

(35) See Federal Rule of Civil Procedure § 41 (b).

(36) See Restatement (Second) of Judgments § 20 (1) (b) (1982).

(37) See Federal Rule of Civil Procedure § 41 (a) (1).

- (38) See id. § 41 (a) (2).
- (39) See Restatement (Second) of Judgments § 20 (1) (c) (1982).
- (40) See id. § 20 cmt. j.
- (41) See id. § 20 (2).
- (42) See id. § 20 cmt. k.
- (43) See id. § 26 (1) (a).
- (44) See id. § 26 cmt. a.
- (45) See id. § 26 (1) (b).
- (46) 例えば、契約の相手方が債務を履行しない場合に、まずは契約違反 (breach of contract) を根拠とする損害賠償を請求し、契約の成立が認められない場合に不当利得 (restitution) を根拠とする利得返還を請求する場合が挙げられる。See id. § 26 cmt. b.
- (47) See id. § 26 (1) (c).
- (48) See id. § 26 cmt. c. これに対して、同一事件に関して複数の州法上の請求を有する場合に、原告が自ら事物管轄権の制限される下級裁判所を選択して一部の請求について訴えを提起したときは、のちに他の請求について訴えを提起することは認められなくされる。See Cased & Clermont, *supra* note 9, p. 100.
- (49) See Restatement (Second) of Judgments § 26 (1) (d) (1982).
- (50) See id. § 26 cmt. e. illus. 5.
- (51) See id. § 26 cmt. e. illus. 6.
- (52) See id. § 26 (1) (e).
- (53) See id. § 26 (1) (d). なお、この事由を主張する場合には、同リステイメント七八条以下に規定される手続に従う。See id. § 26 (2).
- (54) See id. § 26 cmt. i. illus. 8.
- (55) See id. § 26 cmt. i. illus. 9.

- (56) See id. § 27 cmt. a, illus. 2.
- (57) See id. § 27 cmt. c, illus. 4.
- (58) 両者は厳密には区別されるが、コラテラル・エスツペルの概念がダイレクト・エスツペルを含む広い意味で用いられることもあるようである。See *Cased & Clermont, supra* note 9, p. 10.
- (59) 例えば、自動車事故の損害賠償を求める訴えにおいて不法行為地管轄の存否が争われ、審理の結果、事故車両は被告の運転によるものではなかったとの理由から訴えが却下された場合、管轄権ある裁判所で提起された後訴において、当該車両が被告の運転によるものであったことを再び争うことはできない。このケースにおいては前訴と後訴の請求は同一であるが、前訴判決は「本案に関する」判決ではないため、請求排除効は生じない。他方、被告の不法行為の存否に関しては、前訴において実際に審理・判断がなされており、この点につき争点排除効を生じる。See *Restatement (Second) of Judgments* § 27 cmt. c, illus. 3 (1982).
- (60) 争点排除効を援用することができる当事者の範囲も問題となりうるが、本稿では扱わない。議論については、ボーン・前掲注(2)一九二頁以下参照。
- (61) *Restatement (Second) of Judgments* § 27 (1982).
- (62) See id. § 27 cmt. c.
- (63) See id. § 27 cmt. c.
- (64) See id. § 27 cmt. c, illus. 7, 8.
- (65) See id. § 27 cmt. d.
- (66) See id. § 27 cmt. d.
- (67) このような要件がとくに要求されるのは、当該判決にとって不可欠の判断以外は原則として上訴の対象とならないために、別訴において再審理を受ける利益が大きいと考えられることによる。See id. § 27 cmt. h.
- (68) See id. § 27 cmt. g, illus. 12.
- (69) See id. § 27 cmt. h, illus. 13.
- (70) See id. § 27 cmt. i.

- (71) See id. § 27 cmt. i, illus. 15, 16. なお、判決に対して上訴がなされ、上訴裁判所において原裁判所の重畳的判断の一または複数の支持されたときは、当該判断について争点排除効が生じるとされる。See id. § 27 cmt. o.
- (72) See id. § 28 (1).
- (73) See id. § 28 cmt. a.
- (74) See id. § 28 (2).
- (75) See id. § 28 cmt. b.
- (76) See id. § 28 (3).
- (77) See id. § 28 cmt. d.
- (78) See id. § 28 cmt. d, illus. 6, 7.
- (79) これには、①後訴において争点排除効を主張される側の当事者が、当該争点に関して後訴における以上に前訴において非常に重い証明責任を負っていた場合、②当該争点に関する証明責任が後訴において相手方当事者に転換されている場合、③相手方当事者が、当該争点に関して前訴における以上に後訴において非常に重い証明責任を負うことになる場合が含まれる。See id. § 28 (4).
- (80) 刑事裁判における無罪の認定がのちの民事裁判で拘束力を持たないとされていることと、基本的に同様の趣旨であらう。See id. § 28 cmt. f.
- (81) See id. § 28 cmt. f, illus. 10.
- (82) See id. § 28 cmt. f, illus. 11.
- (83) これには、①前訴判決の判断が、公共の利益または前訴において当事者ではなかった者にとって不利益となる影響を及ぼす可能性がある場合、②前訴当時において当該争点が後訴において問題になることが十分に予見できなかった場合、③争点排除効を主張される側の当事者において、相手方当事者の行為その他の特別の事情のために、前訴におおて十分かつ公平な判断を得る適切な機会や動機がなかった場合が含まれる。See id. § 28 (5).
- (84) See id. § 28 cmt. j.
- (85) See id. § 28 cmt. j.

- (86) イギリスの *res judicata* については、Spencer Bower, Turner and Handley, *The Doctrine of Res Judicata* (3rd ed. 1996); Spencer Bower and Handley, *Res Judicata* (4th ed. 2009); Peter R. Barnett, *Res Judicata, Estoppel, and Foreign Judgments* (2001); Neil Andrews, *English Civil Procedure* (2003); Adrian Zuckerman, *Zuckerman on Civil Procedure* (2nd ed. 2006) など参照。わが国では、先駆的な業績として、小山昇「イギリスの裁判官の思维方法の分析——*res judicata* を舞台として」兼子一博士還暦記念「裁判法の諸問題(上)」(有斐閣・一九六九年)一二七頁以下〔同「小山昇著作集(2)」(信山社・一九九〇年)所収〕、住吉博「イギリス法における民事判決の拘束力」新報七五巻四・五号(一九六八年)四三頁以下がある。また、拙稿・前掲注(4)一五九頁以下参照。
- (87) イギリス国内においても、訴訟原因禁反言や争点禁反言という用語に代えて、請求排除効(claim preclusion)や争点排除効(issue preclusion)という用語が用いられることがある。See Andrews, *supra* note 86, para. 40.02.
- (88) 前提条件としては、当該判決が、訴訟原因に対する「最終的(final)」かつ「終結的(conclusive)」な判決でなければならぬ。つまり「最終的」かつ「終結的」な判決とは、管轄権を有する裁判所によって下された判決であり、かつ、判決裁判所またはそれと同級の裁判所による、判決の変更(vary)や取消し(set aside)、あるいは審理の再開(reopen)の可能性がなくなったものを指す。See DSV *Silo und Verwertungsgesellschaft mbH v Owners of Senar* [1985] 1 WLR 490, 494, HL.
- (89) 田中英夫ほか編『英米法辞典』(東京大学出版会・一九九一年)“cause of action”参照。
- (90) See Bryan A. Garner et al., *Black's Law Dictionary* (9th ed. 2009) “cause of action”.
- (91) 詐欺(fraud)または通謀(collusion)による判決であることを理由として前訴判決が取り消された場合が唯一の例外とされる。See *Arnold v National Westminster Bank plc* [1991] 2 AC 93, 104, HL.
- (92) *Henderson v Henderson* (1843) 3 Hare 100.
- (93) *Johnson & Gore Wood & Co* [2002] 2 AC 1, HL.
- (94) なお、近年の判例によれば、①共同被告間に利害関係の対立があり、②その対立事項について判断することが原告の請求について判断をするにあたつて不可欠である場合において、③当該事項について裁判所による判断が示されたときは、当該被告間において争点禁反言が生じるとされる。See *Sweetman v Naham & Ors* [2003] EWCA Civ

1115, para. 38.

(95) 訴訟の結果に影響を及ぼさないような付随的・派生的争点は、争点禁反言の対象から除外される。See *Arnold v National Westminster Bank plc* [1991] 2 AC 93, 105, HL.

(96) *Zuckerman, supra* note 86, p. 941.

(97) *Henderson v Henderson* (1843) 3 Hare 100.

(98) *Henderson* 事件判決において表明されたルールは、「ある事項が管轄権を有する裁判所において訴訟および判決の対象となる場合、裁判所は当該訴訟の当事者に対して事件の全体 (whole case) を提出することを求めており、係争対象の一部として提出することができたにもかかわらず、過失または不注意により、あるいはまた偶然の事故により、事件の一部を省略してしまったために提出されなかった事項に関して、同一の当事者が同一の訴訟対象について再び争うことは (特別の事情がある場合を除いて) 許されない。res judicata の抗弁は、特別の場合を除いて、裁判所が当事者によって意見を表明し判決を下すことを実際に求められた点だけでなく、訴訟対象の範囲内に適切に含まれており (properly belonged to the subject of litigation) かつ、当事者が相当な注意を払うことにより、同時に提出するべきであった (might have brought forward at the time) あらゆる点についてあてはまる」というものであった。

(99) *Henderson* ルールの形成と発展については、拙稿・前掲注(4)一六三頁以下参照。

(100) *Johnson & Gore Wood & Co* [2002] 2 AC 1, 30-1, HL. 同判決 (以下「*Johnson* 事件判決」という) は、*Henderson* ルールに関するこれまでの先例をもとに、当時の最上級裁判所である貴族院が包括的な検討を加えたものである。

(101) 前掲注(99)参照。

(102) *Johnson & Gore Wood & Co* [2002] 2 AC 1, 30-1, HL.

(103) *Yat Tung Investment Co Ltd v Dao Heng Bank Ltd* [1975] AC 581, PC. において Kilbrandon 裁判官によって表明された見解がこれにあたる。同裁判官は上記判決の中で、「前訴手続において争うことができ、それゆえに争うべきであった事項 (matters which could and therefore should have been litigated) を後訴手続において主張すること

は、手続の濫用にあたる」と述べる。前記 Johnson 事件判決は、このような見解 (Kilbrandon 原則と呼ばれる) を否定するとともに、これに代わる新たな判断枠組みとして総合判断的なアプローチを採用する。拙稿・前掲注(4)一六七頁以下参照。

(104) *Johnson & Gore Wood & Co* [2002] 2 AC 1, 31, HL.

(105) その他、Henderson ルールの適用を受ける主体については、前訴当事者およびその承継人のほか、前訴当事者との間に実質的な同一性が認められる者が含まれる。また、Henderson ルールの立証責任については、同ルールの適用を求める当事者において、手続の濫用を基礎づける事実について立証責任を負う。